

J R 東海労申第 1 2 号
2 0 2 0 年 8 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

改訂新人事・賃金制度等に関する申し入れ

4 月 1 日、会社は組合の改善要求を全く聞き入れることなく『新しい人事・賃金制度等』の見直し」を実施した。

J R 東海労は、改訂新人事・賃金制度等について、会社が言ってきたように「会社提案にあるように少子化の進展をはじめとした社会関係の変化、高齢者雇用をめぐる社会状況の変化に企業として対応し、そこに働く労働者の生活基盤を盤石なものにする」というものでなければならないし、労働者の意欲・働き甲斐を感じられるものでなければならない。そのために、賃金はもとより福利厚生面も充実させ、誰もが 65 歳まで働きがいを感じられるよう、さらに原資を増加して整備するべきであると考える。しかし会社は、その考えを考慮することもなく、一方的に一部の者しか報われない制度を更に強化したことは誠に遺憾である。

従って、組合は団体交渉において、改訂新人事・賃金制度等に関する大幅な改善等を要求通り実現するよう強く下記の通り申し入れる。

記

I. 定年の延長等について

1. 定年年齢の変更対象となる者の 50 歳以降の在職条件について

- (1) 「60 歳に達した日以降の基本給は、60 歳に達した日現在の基本給 75/100 を乗じて得た額（10 円単位に四捨五入）とし、60 歳に達した日の属する月の翌月 1 日から適用する。」とあるのは撤廃すること。
- (2) 「60 歳に達した日以降、定期昇給（特別加算は除く）は実施しない。」とあるのを改め、65 歳まで定期昇給を行うこと。尚、定期昇給については、現等級経過年数による基準昇給額の減額を撤廃し、基準昇給額を一律 1,500 円とし、全組合員に対し乗数 4 の定期昇給を行うこと。
- (3) 「60 歳に達した日の属する月の翌月以降、調整手当及び扶養手当を支給しない。」とあるのを撤廃し、65 歳まで調整手当及び扶養手当を支給すること。

(4) 「50歳に達した社員」は、全員C1等級以上に昇格させること。

2. 退職条件について

(1) 「60歳に達した日の属する月の翌月以降、退職手当累計ポイントは算定しない。」とあるのを改めて、「60歳に達した日の属する月の翌月以降も、退職手当累計ポイントを算定する。」とすること。

(2) 「定年退職後、専任社員としての雇用は行わず、シニア契約社員として雇用することがある。」とあるのを改めて、「定年退職後、専任社員としての雇用は行わず、希望者全員をシニア契約社員として雇用する。」とすること。

II. 諸手当の改正について

1. 割増賃金の改正について

(1) 割増賃金の1時間当たりの単価を以下の通り改訂すること。

- ① B単価（超勤手当）を1時間当たり130/100から150/100とすること。
- ② C単価（夜勤手当）を1時間当たり45/100から50/100とすること。
- ③ D単価（休日出勤）を1時間当たり160/100から200/100とすること。
- ④ 1ヶ月60時間を超える時間外労働については、1時間当たり200/100とすること。

(2) 自転車等の通勤手当を以下の通り改訂すること。

- ア. 5km未満を2,000円から2,600円にすること。
- イ. 5km以上10km未満を4,200円から5,400円とすること。
- ウ. 10km以上15km未満を7,100円から8,500円とすること。
- エ. 15km以上20km未満を10,000円から11,600円とすること。
- オ. 20km以上25km未満を12,900円から14,500円とすること。
- カ. 25km以上30km未満を15,800円から17,900円とすること。
- キ. 30km以上35km未満を18,700円から21,000円とすること。
- ク. 35km以上40km未満を21,600円から24,100円とすること。
- ケ. 40km以上を24,400円から27,200円とすること。

(3) 準夜勤手当の支給額を、1勤務につき400円から500円とすること。

(4) 準夜勤手当は、乗務員勤務に就いている時間にも支給すること。

(5) 祝日手当（E単価）を復活させ、1時間あたり 50/100 とすること。

(6) モニター通勤からフレックス通勤定期への変更に伴っての税や社会保険、公的保険などの負担に伴う通勤補助手当を新設し、下記金額を支給すること。

50 km以上 100 km未満 3,000 円

100 km以上 200 km未満 5,000 円

200 km以上 10,000 円

2. 特殊勤務手当の改正について

(1) 非常呼出手当の支給について

①深夜時間帯を全て含む場合、4,000 円を 10,000 円とすること。

②準夜勤時間帯の場合、3,000 円を 7,500 円とすること。

③前各号以外の時間帯の場合、2,000 円を 5,000 円とすること。

3. 職務手当の改正について

(1) 各職務手当の支給額について

①駅係員手当

ア、輸送主任、輸送指導係及び輸送係の職名にある者（ウに該当する者を除く）

・・・月額 18,000 円を月額 40,000 円とすること。

イ、営業主任、営業指導係及び営業係の職名にある者（ウに該当する者を除く）

・・・月額 10,000 円を月額 20,000 円とすること。

ウ、乗務員としての一定経験を有する者

・・・月額 30,000 円は月額 50,000 円とすること。

②乗務員手当

ア、列車長として指定された者（カ及びキに該当する者を除く）

・・・月額 55,000 円は月額 130,000 円とすること。

イ、（ア）車掌長として指定された者（カに該当する者を除く）

（イ）EC及びDCの免許を所持し、ワンマン行路を有する運輸区においてワンマン行路の見習い行路を修了し、乗務可能と認められた主任運転士、指導運転士及び運転士（カ及びキに該当する者を除く）

・・・月額 53,000 円は 120,000 円とすること。

ウ、（ア）車掌の兼務発令を受けた主任運転士、指導運転士及び運転士（前イ、カ及びキに該当する者を除く。）

（イ）EC及びDCの免許を所持する主任運転士、指導運転士及び運転

士（前イ、カ及びキに該当する者を除く）

（ウ）ワンマン行路を有する運輸区においてワンマン行路の見習い行路を修了し、乗務可能と認められた主任運転士、指導運転士及び運転士（前イ、カ及びキに該当する者を除く）

・・・月額 51,000 円を月額 110,000 円とすること。

エ、主任運転士、指導運転士、運転士、主任車掌、指導車掌、及び車掌（前ア～ウ、カ及びキに該当する者を除く）

・・・月額 48,000 円を月額 100,000 円とすること。

オ、運転士見習及び車掌見習

・・・月額 40,000 円を月額 50,000 円とすること。

カ、内勤担当として指定された者

・・・月額 34,000 円を月額 45,000 円とすること。

キ、専ら構内入換をする主任運転士、指導運転士及び運転士

・・・月額 30,000 円を月額 45,000 円とすること。

③車両・工務係員手当

ア、（ア）運転関係業務教育訓練取扱細則に定める運転従事員として必要な基礎教育を修了し、定期的な訓練、知識・技能確認を実施している車両技術主任、車両技術係及び車両係

（イ）乗務員点呼を実施している車両技術主任、車両技術係及び車両係

・・・月額 13,000 円は月額 30,000 円とすること。

イ、保守用車使用取扱細則に規定する保守用車又は新幹線保守用車使用取扱細則に規定する保守用車等の運転者として指定された車両技術主任、車両技術係及び車両係

・・・月額 11,000 円は月額 30,000 円とすること。

ウ、車両技術主任、施設技術主任、電気技術主任、車両技術係、施設技術係、電気技術係、車両係、施設係及び電気係の職名にある者（前各号に該当する者を除く）

・・・月額 10,000 円を 20,000 円とすること。

また、交番検査従事者は月額 40,000 円とすること。

（2）職務手当の支給条件について

職務手当は、職名に対して支給する手当であると考え。従って、30 日以上その職に就かなかつたとしても職務手当を支給すること。

Ⅲ. 表彰制度の改正について

1. 永年勤続者表彰、永年勤続者退職報労について

① 10年、15年、20年、効績章の各表彰は内容を含めて旧制度に戻し、その上で60歳到達時報労、退職報労（65歳）を新設すること。

② 徽章、旅行引換証を復活させること。

2. 運転無事故表彰制度は旧制度に戻すこと。

IV. 住宅保証制度の改正について

1. 社宅使用料等の改正について

家族用社宅の居室使用料について、「満35歳に達している場合の所定料金を2倍、満40歳に達している場合の所定料金を2.5倍とする。」を撤廃し65歳定年まで、所定料金で社宅に入居できるようにすること。

以 上